

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 1 月 4 日

株式会社N o. 1

吸収合併に係る事後開示書面

2025 年 11 月 4 日

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

株式会社N o. 1

代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

株式会社N o. 1（以下「当社」といいます。）及びアスリード株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で、2025 年 9 月 30 日付で吸収合併契約を締結し、2025 年 11 月 2 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に際し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併の効力発生日

2025 年 11 月 2 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併の差止請求の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して差止請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して反対株主の買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条に基づき、2025 年 10 月 1 日付で官報公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに

異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 吸収合併の差止請求（会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条に基づき、2025 年 10 月 1 日付で電子公告及び官報公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2025 年 11 月 2 日をもって、吸収合併消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の権利義務の一切を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2025 年 11 月 14 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙：吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

(次頁以降に添付)

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年10 月 1 日

株式会社N o. 1

アスリード株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

2025 年 10 月 1 日

(吸収合併存続会社) 東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

株式会社N o. 1

代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(吸収合併消滅会社) 東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

アスリード株式会社

代表取締役 古賀 勇治

株式会社N o. 1 (以下「吸収合併存続会社」といいます。) 及び株式会社N o. 1 立川 (以下「吸収合併消滅会社」といいます。) は、両社の間で別紙 1 の通り 2025 年 9 月 30 日付の吸収合併契約を締結し、2025 年 11 月 2 日を効力発生日とする吸収合併 (以下「本合併」といいます。) を実施することといたしました。

本合併に際し、会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1：吸収合併契約書

(次頁以降に添付)

吸収合併契約書

株式会社N o. 1（以下「甲」という。）及びアスリード株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社N o. 1

住所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：アスリード株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年11月2日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（機関決定）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（従業員の処遇について）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとする。但し、甲から乙への出向社員については雇用契約の承継によらず、効力発生日到来をもって出向終了により甲に復帰する形とする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第10条（本合併の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本合併を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに本合併に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本合併が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2025年9月30日

(甲)

住 所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

会社名：株式会社N o. 1

代表者：代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(乙)

住 所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

会社名：アスリード株式会社

代表者：代表取締役 古賀 勇治

別紙２：消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付)

決 算 報 告 書

(第 20 期)

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

アスリード株式会社

東京都千代田区内幸町1-5-2
内幸町平和ビル19階

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日 現在

アスリード株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	3,036,891	【流動負債】	2,386,039
現 金 及 び 預 金	2,503,513	買 掛 金	99,000
売 掛 金	174,570	未 払 費 用	792,896
貸 倒 引 当 金	-1,047	未 払 法 人 税 等	356,300
未 収 入 金	9,724	未 払 消 費 税 等	865,700
仮 払 金	350,131	預 り 金	272,143
		【固定負債】	31,613,000
		長 期 借 入 金	25,113,000
		役 員 等 借 入 金	6,500,000
		負 債 の 部 合 計	33,999,039
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	-30,962,148
		資 本 金	2,000,000
		利 益 剰 余 金	-32,962,148
		その他利益剰余金	-32,962,148
		繰越利益剰余金	-32,962,148
		純 資 産 の 部 合 計	-30,962,148
資 産 の 部 合 計	3,036,891	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,036,891

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

アスリード株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	27,381,216	
売 上 高 合 計		27,381,216
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	349,125	
外 注 費	10,663,060	
合 計	11,012,185	
売 上 原 価		11,012,185
売 上 総 利 益 金 額		16,369,031
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		12,591,831
営 業 利 益 金 額		3,777,200
【営業外収益】		
受 取 利 息	784	
貸 倒 引 当 金 戻 入	26,750	
雑 収 入	189	
営 業 外 収 益 合 計		27,723
【営業外費用】		
支 払 利 息	427,059	
営 業 外 費 用 合 計		427,059
経 常 利 益 金 額		3,377,864
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		3,377,864
法人税・住民税及び事業税		781,013
当 期 純 利 益 金 額		2,596,851

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

アスリード株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	9,000,000	
法 定 福 利 費	1,243,431	
福 利 厚 生 費	5,406	
接 待 交 際 費	94,571	
会 議 費	142,576	
旅 費 交 通 費	320,924	
通 信 費	98,404	
消 耗 品 費	4,437	
業 務 委 託 費	775,200	
支 払 手 数 料	75,576	
車 両 費	6,492	
賃 借 料	166,910	
租 税 公 課	40,700	
保 険 料	85,520	
支 払 報 酬 料	530,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,047	
雑 費	637	
販売費及び一般管理費合計		12,591,831

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

アスリード株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	2,000,000
	当期末残高	2,000,000

利 益 剰 余 金

そ の 他 利 益 剰 余 金

繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	-35,558,999
	当期変動額	当期純利益金額 2,596,851
	当期末残高	-32,962,148

利 益 剰 余 金 合 計

当期首残高	-35,558,999
当期変動額	2,596,851
当期末残高	-32,962,148

株 主 資 本 合 計

当期首残高	-33,558,999
当期変動額	2,596,851
当期末残高	-30,962,148

純 資 産 の 部 合 計

当期首残高	-33,558,999
当期変動額	2,596,851
当期末残高	-30,962,148

注 記 表

アスリード株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税の規定による法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数	40株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数	なし
3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	なし
4. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	なし

その他の注記

なし